公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２１号
京都市左京区田中里ノ内町107番地
債務者　佐野　秀格
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
仙台市宮城野区岩切２丁目13番２号、従前の住所仙台市泉区南光台４丁目18番29―１号
債務者　赤間　吉男
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７３４号
仙台市宮城野区田子１丁目14番８号　サンビューハイツ106
債務者　及川　信彦
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　賢広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
富山県富山市犬島６丁目10番８号、住民票上の住所大阪府豊中市新千里北町３丁目９番５号
債務者　前川　健一
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　余田　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６号
福岡県久留米市津福本町2114番地７　サンフィールド301号
債務者　高野　一人
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江上　武幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４１９号
大津市大平１丁目10番９号
債務者　東郷　隆志
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８２号
徳島県徳島市北沖洲４丁目９番30号、旧住所徳島県鳴門市瀬戸町明神字馬越15番地40
債務者　尾形　初美
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永本　能子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４９号
福岡県小郡市小郡2519番地２
債務者　富永　妙子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由良　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１１号
大阪府岸和田市阿間河滝町173番地の２
債務者　奥　　和代
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　了爾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
大阪府岸和田市阿間河滝町173番地の２
債務者　奥　　知博
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　了爾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
大阪府岸和田市阿間河滝町1637番地
債務者　奥　ハツヱ
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　了爾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
大阪府泉大津市昭和町７番８号
債務者　ローソン泉大津東港町店こと　平岩　咲子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
大阪府泉佐野市湊４丁目５番40号
債務者　宮脇　稔治
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９号
兵庫県西宮市南甲子園２丁目３番４号
債務者　鳴本　常義
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―663号、前住所大阪府八尾市竹渕西２丁目11番地の18
債務者　石原　茂幸
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―663号、前住所大阪府八尾市竹渕西２丁目11番地の18
債務者　石原　淳子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係